

消費生活センターをかたる 不審なハガキや電話に注意！

〈今回の相談事例〉

「全国消費生活センター」から「消費料金確認通知」というハガキが届いた。消費料金が何の料金かは記載されていないが、法的措置を取ると書いている。しかし、未払いに関しては身に覚えがないので、間違いではないかと連絡をしようと思ったが、連絡先が市外になっているため、まず、居住区の消費生活センターに電話をしてみた。本当に消費生活センターが送ったハガキなのか。
(70代男性)

【アドバイス】

●これは架空請求のハガキです！

以前「あんしんサポートニュース」でお知らせした「総合消費料未納分訴訟最終通告書」に加え、消費生活センターから「消費料金確認通知」のハガキが届いたという相談が増えています。消費生活センターがこのようなハガキを送ることは絶対にありません。これは公的機関をかたった架空請求のハガキです。ハガキの連絡先には絶対に連絡しないでください。

●電話がかかってきたという相談も。

今回の架空請求のハガキのほかにも、消費生活センターから「個人情報が出ていますので消すことができます」という電話がかかってきたという相談も寄せられています。これも公的機関をかたりお金を払わせようとする詐欺です。消費生活センターが個人情報を消すといった電話をすることも絶対にありませんので、このような電話がかかってきても、相手にせず、すぐに電話を切りましょう。

●困ったときや不安に思ったら、すぐに消費生活センターに相談しましょう

二セ電話詐欺に要注意！

戸 畑【ウェルとばた7F】	☎861-0999
門 司【門司区役所東棟1F】	☎331-8383
小倉北【小倉北区役所西棟1F】	☎582-4500
小倉南【小倉南区役所3F】	☎951-3610
若 松【若松区役所2F】	☎761-5511
八幡東【八幡東区役所本館2F】	☎671-3370
八幡西【八幡西区役所コムシティ4F】	☎641-9782

消費者ホットライン ☎188いやや!(あなたの地域の消費生活センターにつながります)
福岡県警察相談窓口 ☎ #9110(24時間対応)



まもりん



みもりん